

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月23日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第9号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(休学)</p> <p>第26条 高等学校又は特別支援学校の高等部の生徒で病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができないものは、その事由及び期間を付し、医師の証明書その他その事由を証する書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(就学督促及び出席停止)</p> <p>第28条 校長は、中学校の生徒並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他出席状況が良好でない場合において、そのことについて保護者に正当な理由がないと認められるときは、保護者に児童又は生徒の出席を督促するとともに、その旨を当該児童又は当該生徒の住所の存する市町の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 中学校又は特別支援学校の校長は、毎年度終了後速やかに、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部を卒業した者の氏名</p>	<p>(休学)</p> <p>第26条 高等学校、<u>特別支援学校の高等部又は夜間中学</u>の生徒で病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができないものは、その事由及び期間を付し、医師の証明書その他その事由を証する書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(就学督促及び出席停止)</p> <p>第28条 校長は、中学校<u>(夜間中学を除く。)</u>の生徒並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他出席状況が良好でない場合において、そのことについて保護者に正当な理由がないと認められるときは、保護者に児童又は生徒の出席を督促するとともに、その旨を当該児童又は当該生徒の住所の存する市町の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>中学校(夜間中学を除く。)</u>又は特別支援学校の校長は、毎年度終了後速やかに、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学</p>

改正前	改正後
<p>をその者の住所の存する市町の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>(退学)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 中学校の校長は、生徒が退学したときは、速やかに、その旨を当該生徒の住所の存する市町の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>(再入学)</p> <p>第35条 高等学校<u>及び</u>特別支援学校の高等部を退学し、又は除籍された者で、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を希望するものは、その旨を校長に願い出ることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>部を卒業した者の氏名をその者の住所の存する市町の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>(退学)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 中学校 <u>(夜間中学を除く。)</u> の校長は、生徒が退学したときは、速やかに、その旨を当該生徒の住所の存する市町の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>(再入学)</p> <p>第35条 高等学校、<u>特別支援学校の高等部及び夜間中学</u>を退学し、又は除籍された者で、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を希望するものは、その旨を校長に願い出ることができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。